有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件　新旧対照表
○有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和３年 12 月７日農林水産省告示第 2079 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
有機藻類についての生産行程管理者等の認証の技術的基準	**有機藻類についての生産行程管理者の認証の技術的基準**
1　適用範囲 この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第２項及び第 30 条第２項の規定に基づき行う有機藻類についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。	**1　適用範囲** この基準は，登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 10 条第２項及び第 30 条第２項の規定に基づき行う有機藻類についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）の認証の技術的基準を規定する。
2　（略）	**2**　（略）
3　用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は，次によるほか，**JAS 0018** による。 **3.1** **養殖業者** 生産行程管理者等のうち，海面養殖，内水面養殖又は陸上養殖により藻類を生産する者 **3.2** **採取業者** 生産行程管理者等のうち，自生している藻類を採取する者	**3　用語及び定義** この基準で用いる主な用語及び定義は，次によるほか，**JAS 0018** による。 **3.1** **養殖業者** 認証生産行程管理者等のうち，海面養殖，内水面養殖又は陸上養殖により藻類を生産する者 **3.2** **採取業者** 認証生産行程管理者等のうち，自生している藻類を採取する者
4　（略）	**4**　（略）
5　生産行程の管理又は把握の実施方法 **5.1**　（略） **5.2　内部規程** **5.2.1　内部規程の整備** 次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし，養殖業者にあっては **f)**，採取業者にあっては **b)**～**d)**を除く。 **a)**～**f)**　（略） **g)**　**JAS 0018** の **5.9** に規定する収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の工程に係る管理に関する事項 **h)**～**j)**　（略） **k)**　生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **5.2.2・5.2.3**　（略） **5.3　生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数**	**5　生産行程の管理又は把握の実施方法** **5.1**　（略） **5.2　内部規程** **5.2.1　内部規程の整備** 次の事項について，内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。ただし，養殖業者にあっては，**f)**を除き，採取業者にあっては，**b)**～**d)**を除く。 **a)**～**f)**　（略） **g)**　**JAS 0018** の **5.9** に規定する収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理に関する事項 **h)**～**j)**　（略） **k)**　生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **5.2.2・5.2.3**　（略） **5.3　生産行程の管理又は把握を担当する者の能力及び人数**

生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)** **生産行程管理担当者** 生産行程管理担当者として，有機藻類の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が 1 人以上（生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し，又は把握している場合にあっては，当該施設の数，分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。 **b)** **生産行程管理責任者** 生産行程管理担当者の中から，認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機藻類の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が，生産行程管理責任者として 1 人選任されていなければならない。 **6 格付の組織及び実施方法** **6.1 格付規程の整備** 次の事項について，格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 **a)～e)** （略） **f)** 格付の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **6.2・6.3** （略） **6.4 格付を担当する者の能力及び人数** 格付担当者及び格付責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)** **格付担当者** 格付を担当する者として，有機藻類の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって，講習会において有機藻類の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し，又は把握している場合にあっては，当該施設の数，分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。 **b)** （略）	生産行程管理担当者及び生産行程管理責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)** **生産行程管理担当者** 生産行程管理担当者として，有機藻類の生産行程の管理又は把握に関する知識を有する者が 1 人以上（認証生産行程管理者等が複数の生産及び保管に係る施設を管理し，又は把握している場合にあっては，当該施設の数，分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。 **b)** **生産行程管理責任者** 生産行程管理担当者の中から，認証機関の指定する講習会（以下“講習会”という。）において有機藻類の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が，生産行程管理責任者として 1 人選任されていなければならない。 **6 格付の組織及び実施方法** **6.1 格付規程の整備** 次の事項について，格付に関する規程（以下“格付規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 **a)～e)** （略） **f)** 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 **6.2・6.3** （略） **6.4 格付を担当する者の能力及び人数** 格付担当者及び格付責任者については，次の事項を満たさなければならない。 **a)** **格付担当者** 格付を担当する者として，有機藻類の生産行程管理及び格付の実施方法に関する知識を有する者であって，講習会において有機藻類の格付に関する課程を修了した者が 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し，又は把握している場合にあっては，当該施設の数，分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていなければならない。 **b)** （略）